

事 務 連 絡  
令和3年 6月21日

高齢者施設                    管理者 様  
介護サービス事業所        管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課長 東郷 幸代  
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

## 緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行に伴う 感染防止対策の取組みについて

各施設・事業所におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症防止のための対策を講じていただき、ありがとうございます。

5月12日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛等厳しい要請をお願いし、皆様にご理解とご協力をいただいているところです。

その結果、福岡県における新規陽性者数について、直近1週間の人口10万人当たりの数は、ピーク時の5月15日時点と比べて大幅に減っており、国の分科会が示すステージ判断指標のステージⅡ相当以下に改善しています。

また、医療提供体制については、緊急事態措置開始以降、体制強化が行われ、これらの効果もあり、6月16日時点の病床使用率は大幅に改善されました。

これらの改善傾向を受け、国は6月17日に、6月20日をもって緊急事態措置を措置すべき区域から福岡県を解除することを決定しました。

一方で、緊急事態措置の解除は決定したものの、国は、福岡県において感染が再拡大した場合、九州全域に及ぼす影響が大きいこと等を踏まえ、福岡県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その期間については、6月21日から7月11日までとすることを決定しました。

スクリーニング目的で行うPCR検査の活用をはじめとした高齢者施設等における感染防止対策の取組みについても、引き続き要請されています。皆様には引き続きご不便とご苦勞をおかけすることになりますが、感染の封じ込めを図るため、引き続きご協力をお願いいたします。

### <参考>

福岡県ホームページ

「緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/140175.pdf>

北九州市保健福祉局介護保険課  
TEL : 093-582-2771